

経営者のための 法律相談 Q&A ～財産分与の巻～

〈その12〉

ある日の法律相談です。

「実は、妻と離婚することにしました。原因？性格の不一致ですよ…いや本当は、内緒なんですけど一緒にいる約束をしている女性がいまして…」後半は聞かなかったことにして、そのまま相談内容を聞いていますと、

「妻に財産を半分寄こせて言われているんです。私たち、結婚してから30年ですが、妻はその間ずっと専業主婦で、お金を稼いだのは私だけです。お金を稼いでいない妻に財産を分ける必要なんてないですよ？」「妻は退職金までよこせなんて言うんですが、私まだ退職まで5年あるんですよ。いくら何でも、もらってもいない退職金まで分けるっていうのは無理な話ですよ？」「年金を分割できる法律があるなんて言うんですがウソですよ？」…いろいろ誤解があるようですので、今回は財産分与についての話です。

問1 財産分与の対象は？

離婚をすると、一方は他方に対して財産分与の請求をすることができます。財産分与っていうのは、要するに「夫婦双方がその協力によって得た財産」を離婚のときに分けましょうというもの。まず、どのようなものが財産分与の対象になるのか考えてみましょう。

財産分与の対象になるのは、あくまでも夫婦の協力で得た財産です。ですから、婚姻期間中に両親が亡くなるなどして相続した財産は含まれません。競馬で万馬券を当てた配当金はどうか？残念ながら、裁判例では共有財産とされています。

では、交通事故に遭ったことによって受領した賠償金はどうか？これも裁判例では共有財産とされています。余談ですが、不倫相手に会いに行く途中で交通事故に遭って高度の後遺障害を負った男性が、事故後に妻から離婚請求され、男性が受領した事故賠償金が財産分与の対象となった笑えない裁判例があります。

こうして見てみると、かなりの範囲の財産が財産分与の対象となる共有財産とされていることが分かります。

では、退職金はどうでしょうか？

退職金の場合、すでに支給されているのかどうかによって事情が異なります。まず、すでに支給された退職金は財産分与の対象となります。

また、支給されていない場合ですが、結論を先に申しますとケースバイケースです。もっとも、会社の財務状態、退職までの年数などからして退職金を受給できる可能性が高い場合には、財産分与の対象とされることが多いです。退職金が分与の対象とされた場合であっても、婚姻期間中の退職金のみを対象とするのが一般的です。

なお、近年、年金のうち、厚生年金・共済年金の標準報酬部分については、年金分割制度が法制化され、財産分与の対象となることが明確になりました（国民年金は分割できません）。

問2 分与の割合は？

では、財産分与の対象となった財産はどのように分けられるのでしょうか。相談者のいうとおり、妻が専業主婦であれば財産を分与する必要などないのでしょうか。

財産分与の割合は、財産の形成、維持への寄与度によって決めることになっています。かつては、専業主婦型と共稼ぎ型とに分け、専業主婦の場合には3割から4割を寄与度として評価されるケースが多かったと思います。しかし、次第に家事労働を高く評価するようになってきており、現在では原則として2分の1の寄与度を認めるのが通例になってきています。よって、専業主婦であっても、兼業主婦であっても原則として共有財産の2分の1を分与請求できるのです。

ちなみにこの話、当たり前のことですが、男性が専業主夫であっても同じことですし、共働きで女性のほうが収入の多い場合も同様です。

弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上相裕章・
福田浩・谷脇裕子

本稿担当：
弁護士 上相裕章

